

民事訴訟の応訴について（報告）

呉市上下水道局が施工業者に対して適切な行政指導を行わなかった等のため、原告が所有する建物において設備の故障等の損害が生じたなどとして、損害賠償及び慰謝料の支払を求める訴訟が提起されましたので、これに応訴します。

1 事件番号等

令和5年（ワ）第163号 呉市等に対する債務不履行等による損害賠償等請求事件

2 提訴年月日

令和5年2月16日（訴状受理年月日 同年3月10日）

3 原告

呉市在住の個人

4 訴額

200万円

5 管轄裁判所

広島地方裁判所

6 原告の訴えの内容

呉市上下水道局は、過去に原告に関わる公用文書の偽造をほう助した。また、条例違反をした施工業者に対して適切な行政指導を行わなかったため、原告は、工事の瑕疵等により、設備の故障などの損害が生じた。

また、原告に対して何ら説明や問合せをすることなく停水予告状を送り付け、原告の所有する建物における業務を停止せざるを得ない状況に追い込もうとした。

また、呉市は、原告と呉市との間の別件訴訟における和解条項を遵守せず、債務不履行により原告に損害を生じさせた。

これらのことにより、原告は、呉市に対し、損害賠償及び慰謝料として200万円及びこれに対する令和5年2月16日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求め、提訴したものです。